

事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内のエネルギー効率的利用の推進、及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し、効果的な省エネルギー設備の導入、太陽熱利用設備の導入及びコージェネレーションシステムの導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、別表1に掲げる要件を全て満たす者とする。

2 前項の場合にあって、補助対象設備をリースにより設置しようとする場合は、リース契約に基づき、補助対象設備の貸付を行う者（以下「リース事業者」という。）も共同事業者として、補助金の交付の対象となる。

(補助対象事業及び要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び要件は、別表1に掲げる事業及び要件とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業所全体のエネルギー効率的利用の見込み（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 施設所有者の設置承諾書（第5号様式、設備設置者と施設所有者が異なる場合）
- (5) リース料金計算表（第6号様式、リースによる設備設置する場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付決定通知書により、申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交

付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認等)

第8条 補助事業者が、次に掲げる事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金の変更承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更(20パーセント以内の変更の場合は、申請を要しない。)

(2) 補助事業の内容の変更で次に掲げるもの

ア 改修する設備の種類等に変更が生じず、補助目的達成に資すると認められる場合

イ 計画の細部の変更であって、補助事業の目的に影響を及ぼさないと認められる場合

ウ 事業を中止する場合

2 前項各号に掲げるもの以外の事業内容の変更は、認めない。

3 知事は、第1項の承認に当たって必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付けることができる。この場合において、補助対象経費が増減した場合の交付決定額の変更については、減額のみとし増額変更は行わない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金遅延等報告書(第8号様式)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第10号様式)

(2) 収支精算書(第11号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書の内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を書面により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金交付請求書(以下「請

求書」という。) (第12号様式) を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

(取得財産の管理等)

第15条 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、知事の承認を受けて処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことを命じることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 第15条第1項の規定に違反したとき。

(5) 第2条第2項の規定によるリース契約を解約したとき(解約時までのリース期間が、第17条2項に規定する法定耐用期間以上である場合を除く。)

(6) 規則第20条の規定に違反したとき。

(7) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、補助事業で取得した設備とする。

2 規則第20条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

3 補助事業により取得した財産の処分の手続きについては、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課が所管する補助金に係る財産の処分の制限等に関する事務処理要領に定めるところによる。

(リース契約期間の制限)

第18条 第2条第2項の規定によるリース契約の期間は、法定耐用期間以上でなければならない。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年	4月28日	から施行する。
この要綱は、平成29年	4月 3日	から施行する。
この要綱は、平成30年	5月11日	から施行する。
この要綱は、令和 元年	5月24日	から施行する。
この要綱は、令和 2年	4月 1日	から施行する。
この要綱は、令和 3年	4月 1日	から施行する。
この要綱は、令和 4年	7月 4日	から施行する。
この要綱は、令和 5年	7月 4日	から施行する。
この要綱は、令和 6年	5月15日	から施行する。
この要綱は、令和 7年	4月30日	から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助金の額
1. 高効率エネルギー設備導入事業	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。</p> <p>①中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者。</p> <p>②医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人。</p> <p>③社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人。</p> <p>④特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人。</p> <p>⑤私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人。</p> <p>⑥一般社団法人または一般財団法人。</p> <p>⑦公益社団法人または公益財団法人。</p> <p>(2) 奈良県内に事業所を有すること。</p> <p>(3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。</p> <p>(4) 県税を滞納していない者であること。</p> <p>※補助対象事業2. 3. 4. 5. 6については、(3)以外を全て満たす者とする。</p>	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。※1	設備費及び工事費(補助対象事業1については、撤去費を含む。消費税及び地方消費税の額を除く。)	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が4,000千円を超える場合は、4,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
2. 太陽熱利用システム導入事業		集熱器総面積10㎡以上であること。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が1,000千円を超える場合は、1,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
3. コージェネレーションシステム導入事業		停電時自立運転機能付きであること。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が2,000千円を超える場合は、2,000千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
4. 定置用蓄電池導入事業		太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が1,600千円を超える場合は、1,600千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
5. V2H※2(ヴァイクル・トゥ・ホーム)導入事業		太陽光発電設備が併設されていること。 その他の要件は公募要領で定める。		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該算出した額が300千円を超える場合は、300千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)
6. 太陽光発電設備導入事業		補助対象設備4または5と同時に導入する場合に限る。		設置する太陽光発電設備の出力1kWにつき5万円(当該算出した経費が600千円を超える場合は600千円)以内の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)

※1 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)」に記載の目的に沿わないものは除く

※2 V2Hとは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車への充電、並びに当該自動車から施設への放電ができる装置